## 「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太方針)」 (参考資料3

(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

## 第3章 「経済・財政一体改革」の取組―「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2]社会資本整備等

(時間軸)

PPP/PFIについては、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に係るコンセッションの集中強化期間(平成 28年度まで)の目標実現を目指すとともに、これを踏まえて平成34年度までに10~12 兆円となっている同プラン全体の 現行目標の更なる拡充を目指す。

地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共 施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

## (民間能力の活用等)

するため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。 このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセッションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現

公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の 一体的な管理委託など、多様なPPP/PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域 の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。

具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用 が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するととも に、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。

その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフッティングの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP /PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。

また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣やPFI手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促 進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。

さらに、PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地 域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。 PPP/PFIを活用して行う地方創生の深化について検討する。